施工体制の把握に関する点検の着眼点と対処方法

カルテ提出時：工事カルテ登録内容の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 技術者の同一性 | 工事件名、工期、技術者名、区分など登録内容に誤りがないか。 | 登録内容に誤りがあれば補正する。 |

施工計画書提出時等：施工体制台帳・施工体系図の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 特定建設業許可の保有 | ①一次下請総額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）を超える場合、受注者は特定建設業許可を保有しているか。 | ①一次下請総額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）を超える場合、特定建設業者でない場合は建設業法第16条違反となる。  受注者が特定建設業許可を保有していない場合には、工事の着手を保留する。  記載事項の事実関係を確認のうえ、受注者直営施工部分を増やして、一次下請総額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）未満の下請契約とする。 |
| 監理技術者の配置 | ②一次下請総額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）を超える場合、受注者に監理技術者が配置されているか。 | ②配置技術者が主任技術者の場合、監理技術者への変更措置を取る。  監理技術者への変更手続きが完了するまで、工事の着手を保留する。 |
| 施工体制台帳の記載内容・添付書類 | ③施工体制台帳に記載漏れはないか。  ※公共工事において下請契約を行った場合、発注者あてに施工体制台帳の写しを提出することが入札契約適正化法第15条に規定されている。 | ③記載漏れがあれば補正し、速やかに再提出する。 |
| ④下請負人の建設業許可保有の有無は適切か。  ※施工体制台帳に下請負人の許可保有状況の記載はあるか。 | ④下請負人の中に建設業許可を保有していない建設業者がいる場合には、下請契約金額が500万円（建築1,500万円）未満であることを確認する。  建設業許可を保有していない建設業者とは下請契約が500万円(建築1,500万円）以上の下請工事は、下請契約しない。 |
| ⑤下請負人に主任技術者は配置されているか。また、専任、非専任の区分は適切か。 | ⑤下請負人に主任技術者が配置されていない場合は建設業法第26条違反となるので配置させる。  ただし、④の許可不要業者の場合には主任技術者の配置義務はないので注意する。  また、下請工事においても、請負金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上となる場合、専任の主任技術者が配置されていることを確認し、専任でない場合（建設業法第26条違反）専任配置させる。  専任の技術者が配置されるまで、下請工事の着手を保留させる。 |
| ⑥添付書類が適切に添付されているか。  ・下請契約書(写）で金額の記載のあるもの  ・監理技術者資格者証(写）  ・雇用関係証明書（写）  ・作業員名簿 | ⑥添付漏れがあれば、速やかに提出する。 |
| 再下請契約に係る施工体制台帳の提出・添付書類 | ⑦再下請契約に係る施工体制台帳が提出(下請負人が再下請けを行った場合に限る）され、記載漏れはないか。 | ⑦添付漏れがあれば、速やかに提出する。また、再下請契約に係る施工体制台帳に記載漏れがあれば補正し、速やかに再提出する。 |
| ⑧再下請契約に係る施工体制台帳に必要な添付書類等は添付されているか。  ※すべての下請契約書に金額の記載があるか。 | ⑧添付漏れがあれば、速やかに提出する。  ※添付資料は建設業法施行規則第14条の4第3項に規定 |
| 施工体系図の記載内容 | ⑨施工体系図に記載漏れはないか。 | ⑨記載漏れがあれば補正し、速やかに再提出する。 |
| ⑩施工体制台帳の内容と整合がとれているか。 | ⑩不備があれば補正し、速やかに再提出する。 |
| 施工体制 | ⑪各下請負人の施工分担は適切か。（担当工事概要からみて不必要な重層下請負等不適切な下請けはないか。） | ⑪一括下請負は、建設業法第22条違反となる。  一括下請けの疑いがもたれることのないよう適切な施工体制を確保する。 |
| ⑫指名停止中、営業停止・禁止中の業者と下請契約を締結していないか。 | ⑫指名停止中の業者が下請負人になることは、海老名市指名停止要領第８条違反、営業停止・禁止業者との下請契約は建設業法第28条違反となるため、該当する場合は下請契約しない。 |

通知書確認時：コリンズ登録の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 登録期日 | ①期限内に登録されているか。  ※契約後市の休日を除き10日以内に登録されていることを確認 | ①登録を期限(契約後市の休日を除き10日以内）内に行う。 |

工事着手後早期：監理技術者同一性の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 監理技術者の同一性 | ①現場に配置された技術者が、契約時に届け出を受けた監理技術者と同一か。また、監理技術者資格者証を携帯しているか。 | ①監理技術者資格者証を掲示し、資格者証の写真により本人であることを明示する。  監理技術者資格者証の携帯及び掲示義務は建設業法第26条に規定されています。  監理技術者資格者証に変更事項が生じた場合、速やかに変更登録を行う。 |

工事施工中適宜：現場確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 主任（監理）技術者の専任及び現場代理人の常駐※ | ①主任（監理）技術者は専任しているか。（契約金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の場合）また、現場代理人は常駐しているか。 | ①合理的な理由なく主任（監理）技術者を不在とさせない。 |
| 施工体制※ | ②主任（監理）技術者は現場施工体制を適切に把握し、施工に関し主体的な役割を果たしているか。 | ②受注者の「実質関与」として、特に次の11項目等について主体的な役割を果たす。 |
| 標識の掲示 | ③建設業の許可票が公衆の見やすい場所に設置されているか。  ④労災保険の標識が現場の見やすい場所に掲示されているか。  ⑤施工体系図工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。(受注者が下請契約を行った場合に限る）  ⑥建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が現場に掲示されているか。  ⑦再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示(受注者が下請契約を行った場合に限る）  ⑧再生資源利用計画が現場に掲示されているか。（対象工事に限る） | ③④⑤⑥⑦⑧  適切に標識を設置し、設置状況に不備のないよう点検を行う。 |

［下請契約を伴う工事の場合］当初・変更時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 把握項目 | 着眼点 | 対応方法等 |
| 施工体制台帳の備付け  ［当初］ | ①施工体制台帳が現場に備え置かれているか。また、提出されたものと同一のものか。 | ①適切に施工体制台帳作成し現場に備え置く。 |
| 施工体制台帳の備付け  ［変更時］ | ②変更契約内容が適切に施工体制台帳及びその添付書類に反映されているか | ②変更契約を行った場合は内容の再確認を行い、内容に変更があった場合は速やかに補正し写しを発注者に提出する。  　特に履行期間の変更契約を行った場合は、下請負契約の履行期間変更をする必要がないかを確認する。 |
| 施工体系図の掲示  ［当初・変更時］ | ②施工体系図に記載されていない業者が、工事に携わっていないか。 | ②適切に施工体系図を作成し現場の講習の見やすい位置に掲示する。  　変更契約を行った場合は内容の再確認を行い、内容に変更があった場合は速やかに補正し写しを発注者に提出する。 |
| 施工状況※  ［工事施工中適宜］ | ③施工体系図に記載されていない業者が、工事に携わっていないか。 | ②施工体系図に記載されていない下請負人を工事に携わらせない。  下請負人を追加する場合は、当該下請人の施工前までに施工体制台帳及び施工体系図を補正し、写しを発注者に提出する。 |
| ④下請契約金額が4,000万円（建築8,000万円）以上の場合、下請負人の主任技術者は専任しているか。 | ④請負金額が4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上となる場合、専任の主任技術者を専任させる。 |

参考　受注者の実質関与に関する１１項目の点検の視点（国土交通省の点検要領から抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 内容 | 監督・検査時の点検事項等 | 備考 |
| １ | 技術者専任 | ・下請契約金額が4,000万円（建築8,000万円）以上の場合、受注者に所属している技術者の専任が認められる | ・施工計画書に記載された技術者の所属  ・専任状況 |  |
| ２ | 発注者との協議 | ・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施 | ・打ち合わせ、打ち合わせ簿等 |  |
| ３ | 住民への説明 | ・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行　　　う | ・日報、住民からの苦情内容等  ・住民からの苦情等について、的確に対応 |  |
| ４ | 官公庁等への届出等 | ・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行  ・申請書等の内容 | ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施 |  |
| ５ | 近隣工事との調整 | ・近隣工事との調整を適切に実施 | ・近隣工事と調整がとれた施工等 |  |
| ６ | 施工計画 | ・契約書の内容を適切に把握  ・施工計画書、施工計画打ち合わせ等  ・設計図照査を的確に実施 | ・施工計画（工程計画、安全計画、品質管理を立案 |  |
| ７ | 工程管理 | ・工事全体を把握し、工事の手順  ・段取りを適切に調整・指導・施工計画と実際の差等  ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 | ・災害防止のための臨機の措置を実施 |  |
| ８ | 出来形・品質管理 | ・品質確保の体制整備  ・所定の検査・試験を実施  ・検査・試験結果を適切に保存  ・不具合等の発生時に適切な対策を実施 | ・出来形報告書類、品質記録書類、写真等 |  |
| ９ | 完成検査 | ・下請施工分の完成検査 | ・点検時ヒアリング、受注者の出来形管理資料等 |  |
| 10 | 安全管理 | ・安全管理に責任ある体制の保持  ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検  ・労働者の安全教育、下請負人の安全指導 | ・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール、教育の実施状況等 |  |
| 11 | 下請の施工調整及び指導監督 | ・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等についての調整指導  ・施工上の留意点、技術的内容についての具体的指導  ・施工体制台帳、施工体系図の整備 | ・現場の施工状況、下請からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等 |  |